

(仮称) 堺市自転車のまちづくり推進条例 (素案)

私たちのまち堺の地は、古から仁徳天皇陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群を有し、中世には、世界の各都市との交易による海運の拠点として、黄金の時代を迎えるなど世界でも珍しい環濠都市を形成し、自治都市として発展した。

私たちのまち堺の産業は、鉄砲の製造から受け継がれた金属加工の豊かな経験と高度な技術が自転車産業へと姿を変え、他の地場産業とともに本市を支えてきた。

このように、先人の伝統産業を継承し、さらに「自転車のまち」として飛躍を図ることは、極めて意義がある。

自転車は、環境への負荷が少なく、健康の増進にもつながる身近な乗り物である。また災害時における移動手段としても有効なことから、自転車を利用する人は増えている。その一方で、交通ルールやマナーを無視した自転車走行が歩行者に脅威を与え、時には痛ましい交通事故を引き起こしている。また、自転車盗難やひったくりなど、街頭犯罪の誘因ともなっている。

私たちは、多くの利点を持つ自転車利用を推進するとともに、自転車関連事故や犯罪を減らしていかなければならない。

このため本市では、自転車に関する現状や課題を踏まえ、「堺市自転車利用環境計画」を策定し、自転車の利用環境向上に向けた取組の目標や方針を定めたところである。

この計画の基本理念である「市民が自転車を大切に扱い、市民・事業者・行政が協働して、交通ルールの遵守・マナーの向上を図るとともに、安全で安心して楽しく利用することができる自転車のまちづくり」を市民共通の願いとして進めるため、本条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、自転車の素晴らしさや楽しさを感じ、多くの人が自転車を使って移動しやすいまちづくりを進めるとともに、自転車に関わる全ての人にそれぞれの責務を明らかにし、協働して取組むための指針とする。そして、全市民が自転車の安全な利用に関する意識の高揚を図り、もって自転車に関係する事故及び事件の未然防止と、歩行者、自転車、自動車が共に安心して安全に通行できる地域社会の実現を目的とする。

(定義)

第2条 条例における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (3) 自転車製造業者及び自転車小売業者 自転車の製造を業とする者及び自転車の小売を業とする者をいう。
- (4) 学校長 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の長をいう。
- (5) 事業者等 事業を行う個人又は法人をいう。
- (6) 自転車の安全利用 自転車の交通ルールの遵守及びマナーの向上による交通事故防止、並びに自転車に係る犯罪被害防止等、自転車の利用者が身体的又は財産的被害に遭わないこと及びその加害者とならないことをいう。
- (7) 自転車損害賠償保険等 自転車の利用によって生じた他人の生命、身体又は財産の損害が生じた場合に、その損害を填補するための保険又は共済をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 自転車の安全利用及び利用促進に関する教育、啓発及び指導
- (2) 地域、自転車小売業者、事業者等における自転車の安全利用に関する活動の支援
- (3) 自転車利用環境の向上に係る施策推進
- (4) 自転車に関する情報の収集及び発信並びに交流
- (5) その他条例の目的を達成するために必要な施策

(自転車利用者の責務)

第4条 自転車利用者は、道路交通法その他法令を遵守するとともに、自転車の安全利用に努めなければならない。

- 2 自転車利用者は、幼児、児童及び高齢の歩行者、身体に障害がある歩行者その他の歩行者でその通行に支障のあるものが通行しているときは、その安全の確保に十分に配慮して走行しなければならない。
- 3 自転車利用者は、横断歩道を通行する場合は、歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、自転車を押して通行するよう努めなければならない。
- 4 自転車利用者は、防犯性能の高い錠前の取付け及び施錠の徹底並びにひっ

たくり防止カバーの活用など犯罪被害の防止に努めなければならない。

5 自転車利用者は、その利用する自転車を日常的に点検するとともに、定期的に自転車小売業者等による点検をし、必要に応じて整備するよう努めなければならない。

6 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等に参加するよう努めなければならない。

7 自転車利用者は、不慮の事故に備えるため、乗車用ヘルメットの着用に努めなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民は、自転車の安全利用に関する理解を深め、交通事故の防止に努めるとともに、家庭及び地域社会において自主的に安全な利用の促進に寄与するよう努めなければならない。

(自転車製造業者及び自転車小売業者の責務)

第6条 自転車小売業者は、自転車の購入者に対し、自転車の安全利用について周知を図るとともに、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供に努めなければならない。

2 自転車製造業者及び自転車小売業者は、盗難の防止に配慮した錠前や、ひったくり等の犯罪に遭うことを防止するための用具の普及に努めなければならない。

3 自転車製造業者及び自転車小売業者は、第14条第2項で規定する自転車の安全利用に関する研修を受講するよう努めなければならない。

4 自転車製造業者及び自転車小売業者は、道路において使用する自転車を販売するときは、灯火及び車両の両側面並びに後部に反射板を設置するよう努めなければならない。

(保護者等の責務)

第7条 児童又は生徒の保護者は、その児童又は生徒に対し、**重大な事故等を**予防するために、**自転車の取り扱いの説明など、安全利用に関する教育及び**指導を行うよう努めなければならない。

2 保護者は、その児童又は生徒が利用する自転車を定期的に点検し、必要に応じて整備するよう努めるとともに、自転車損害賠償保険等に参加するよう努めなければならない。

3 高齢者を扶養する者は、当該高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他、自転車の安全利用に関する助言に努めなければならない。

(教育委員会の責務)

第8条 堺市教育委員会は、市と協働して、児童及び生徒の自転車の安全利用に関する必要な方針を定めるものとする。

(学校長等の責務)

第9条 学校長（幼稚園及び大学を除く）は、その児童及び生徒に対し、自転車の適正な使用方法と発達段階に応じた自転車に関する交通安全教育を行わなければならない。

- 2 中学校及び高等学校の長は、生徒の自転車通学を認めるにあたっては、当該生徒に対し、前項の規定による教育その他の自転車の安全利用を確保する措置を講じなければならない。
- 3 大学及び専修学校等の長は、学生又は生徒に対し、自転車の安全利用に関する教育、啓発及び指導を行うよう努めなければならない。
- 4 その他、児童及び生徒の教育又は育成に携わる者は、その児童及び生徒に対し自転車の安全利用に関する教育、啓発及び指導を行うよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第10条 事業者等は、従業員に対し、自転車の安全利用に関する教育を行うとともに、適正な管理が行われるよう指導しなければならない。

- 2 事業者等は、事業活動に使用する自転車を定期的に点検し、必要に応じ整備するよう努めるとともに、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。
- 3 自転車貸出事業者等は、自転車を貸し出すときに、自転車の安全利用及び適正な管理について啓発しなければならない。

(市の施策への協力)

第11条 市民、事業者等、学校長等、保護者等、自転車製造業者及び自転車小売業者は、自転車の安全利用に関する市の施策に協力するよう努めなければならない。

(計画の推進)

第12条 市は、自転車を利用しやすいまちづくりを進めるために策定した自転車利用環境計画を推進するものとする。

- 2 市は、社会情勢の変化などに応じて、堺市自転車利用環境計画を見直し、また、新たに基本計画を策定することができる。

(自転車の点検整備等の促進)

第13条 市は、自転車の点検整備不足による事故を未然に防ぐため、自転車利

用者及び自転車小売業者等による点検整備を促進するものとする。

- 2 市は、自転車利用者に対し、自転車事故の深刻さの周知を図るとともに、自転車損害賠償保険等に参加するよう啓発を行うものとする。

(人材の養成等)

第14条 市は、自転車の安全利用や利用促進等、共に自転車のまちづくりを推進していく人材を養成するものとする。

- 2 市は、自転車のまちづくりに関し、自主的に活動する市民団体等に対し、研修機会や情報の提供その他の必要な施策を推進するものとする。

(自転車利用推進委員)

第15条 事業者等は、自転車の安全利用及び利用促進を図るため、自転車利用推進委員の設置に努めなければならない。

- 2 市は、第1項の規定により設置された自転車利用推進委員の活動が円滑に行えるよう支援を行わなければならない。
- 3 自転車利用推進委員は、事業所内の従業員等に自転車の安全利用に関して指導を行うものとする。
- 4 自転車利用推進委員は、事業所内の自転車通勤及び自転車利用の促進を図るよう努めなければならない。

(指導又は取締り強化の要請)

第16条 市長は、自転車事故を未然に防止するため、他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑をかけるような運転をする自転車利用者に対し必要な指導を行い、又は重点的に取組むべき地域を定め、警察に対して取締り強化の要請をすることができる。

(自転車のまちづくりに向けた仕組みづくり)

第17条 市は、自転車のまちづくりに向けて、市民の関心を喚起し、理解を深めるために、あらゆる機会を通じて広報啓発活動を行うとともに、自転車に関わる者の責務を互いに補完しあい、市民、事業者及び行政が協働して取り組むための仕組みづくりを行うものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。